

【資料③】

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会小委員会規程

(設置)

第1条 宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例（平成31年宍粟市条例第2号）第7条に規定する小委員会の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次に掲げる事務を処理する。

※ 全体の委員会から分掌したものについては小委員会にて意思決定をするもの（情報の共有はあり）。よって、小委員会での意見等について全体の委員会に再度諮ることはしない。

(1) 行政改革大綱及び推進計画の策定に関し意見を述べること。

(2) 行政改革大綱及び推進計画の実施状況に関し意見を述べること。

※(1)(2)は、条例第2条第3号に規定する「総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。」に基づくもの

(3) 行政評価及び地域創生総合戦略に掲げる事業の評価に関し意見を述べること。

※(3)は、条例第2条第2号に規定する「総合計画及び戦略の実施状況に関し意見を述べること。」に基づくもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、10人以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会（全体）における委員長及び副委員長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(小委員会)

第5条 小委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

この規程は、令和2年8月4日から施行する。